

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年12月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第10号

専 決 処 分 書

令和5年7月27日午前9時頃天理市田部町120番地先の市道81号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和5年9月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 149,353円

専決第12号

専 決 処 分 書

令和5年6月2日の記録的な大雨による天理駅前広場での地下水位の上昇に伴い、同広場にある施設内において床から地下水が浸入し、同施設に賃貸で入居している事業者が営業を停止したことなどに関し、相手方との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和5年10月23日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 337,046円